

茨の私的意見レポート

平成21年10月7日

川崎市立多摩病院立上げ費用

(単位:千円)

項目	投資額	実質資金調達額	調達方法		返済条件		同・年額 (元利償還金を償還年限で均等割り)	
			起債		起債条件			
A 土地関係	5,858,430	5,858,430	政府 公庫	3,268,000 2,578,000	政府 30年 2.0% 公庫 28年 1.2%		149,718 111,140	260,858
B 建物	18,432,240	18,262,226	政府 公庫	11,406,000 7,439,000	政府 30年 2.0%~2.2%		526,393	882,785
C 設備			(「Gその他」を含む。)		公庫 28年 1.2%~2.2%		356,392	
D 医療機器	4,004,757	4,001,257	市民債(医療機器充当) 2,000,000		市民債 5年 0.84%		416,800	1,044,994
E 備品	20,483	20,483					628,194	
F 情報関係	1,004,115	1,004,115	銀行	3,023,000	銀行5年 0.69%~1.23%			
G その他	1,241,026	1,069,404	—		—			—
計	30,561,051	30,215,915	29,714,000					2,188,637

総投資額 = 国・県補助金 (+) 一般会計からの繰入額 (+) 実質資金調達額			
30,561,051	179,914	165,222	30,215,915
単年度予測 (平成21年度予算)			
損益的収支 繰入額			総務省・繰入基準との比較
政策的医療	350,000 + 企債利子の2/3	335,994 = 685,994	繰入基準どおり
資本的収支 繰入額			
建設改良費の1/2	10,510 + 企債元金償還の2/3	702,580 = 713,090	

協力:川崎市病院局

川崎市立多摩病院指定管理者負担金の設定基準(条件)

負担金算定根拠金額

算 定 式

項目	金 額		
A 土地関係	0		
B 建 物	533,759,134円	1 指定管理期間中の減価償却費相当額	
C 設 備		①建物 41,231,891円(17年度)+253,071,570円×30年(18年度～47年度)=7,633,378,991円…ア *算定基礎 10,776,912千円(取得価額11,614,396千円-国県補助金176,414千円-整備期間中の企債利息657,948千円-災害備蓄用品等3,122千円) ②設備 取得価額 8,503,774,988円×0.9=7,653,397,489円…イ ③構築物 取得価額 208,044,899円×0.9 = 187,240,409円…ウ ④無形固定資産(中圧ガス負担金) 4,998,000円…エ ア+イ+ウ+エ=15,479,014,889円 2 負担金算定 15,479,014,889円÷29年=533,759,134円	
D 医療機器	92,974,604円	1 指定管理期間中の減価償却費相当額	
E 備 品		①医療器械 3,996,030,933円…ア (取得価額4,004,757,308円-補助金3,500,000円-災害用品5,226,375円) ②備品取得価額 20,482,728円…イ ③情報関係 1,004,115,000円…ウ ア+イ+ウ=5,020,628,661円 2 負担金算定 5,020,628,661円×1/3÷18年=92,974,604円	
F 情報関係			
G その他	20,559,759円	年間事務経費相当額 20,000,000円+年間保険料相当額 559,759円(20年度実績)	
計	647,293,497円	負担額総計	年間・負担額(負担額総計÷30年)
		17,769,351千円	592,312千円

※指定管理期間中に川崎市の負担で実施した建物改修・改良工事の減価償却費相当額を別途加算

協力:川崎市病院局

指定管理者制度の協定書の内容（私見）

○公募時の設定条件での入札が優先すべきと考える

今回のような新設の場合

A 土地関係費	不明 発注側(甲)・指定管理者側(乙)の負担割合(金額)の定めは、協議、又は公募時の条件設定
B 建物	総務省資料(資料1)によれば、平成17年度の病院建設単価は、国・地方で m^2 33.9万円、民間20.9万円となっている。 如何なる単位となろうとも、国土交通省「建築着工統計」の直近公表データを基準に民間単価を上まわる金額は、これを発注側(自治体側)の負担すべきものとする。 * 今回事例: $517\text{千円} - 209\text{千円} = 308\text{千円} \times 35.620m^2 = 10,970,960\text{千円}$
C 設備	近年、病院建築費に占める設備関係費の割合が上昇、建物5 : 設備5 も珍しくなくなってきている。基本的には建物と同様に考えるべきだが、基準値設定が難しい。建築費の中に含め、合算して建築・設備費 = 建築費として捉えた方が良いのかもしれない。 また、経年疲労による修繕費、保守管理費の負担、再投資負担の問題も残る。 * 今回事例 1. 生ごみ処理機、燃料電池の不使用 2. 保守・管理料 平成21年度 216,890千円 (建物・設備維持管理委託料予定額)
D 医療機器	指定管理者制度の優れた点は、官・民協同による知恵、経験の集合を基盤とした事業の安定した継続にある。
E 備品	* 今回事例 発注側(自治体側)がすべての購入権限、内容(機能・規格・数量)を定めている。民間ベースに比べると20%前後、高い価格で購入されているのではないか。民間の知恵と経験が生かされていない。
F 情報関係	

指定管理者制度の普及にともない、指定管理者側から発注側への事業継続を盾にとった、無理な要望が目立つようになった。特に病院事業においては発注側(自治体側)の弱味につけ込む(つけ込まれる)ケースも散見される。

医療における指定管理者制度を育てるために！

1. 官・民の秀でた知恵と経験の集積と透明性の確保。
2. 発注側(自治体側)と指定管理者側の打合せ(年数回)が必要ではないか。
3. 協定書の見直しは2年毎、診療報酬改定の翌年の早い時期に行う。
4. 発注側(自治体側)の役務。
 - 提供されている医療サービスの評価(年度毎)。
 - 政策医療交付金に反映する作業。
 - 指定管理者の財務・事業収支の確認と理解。(信頼関係の構築)。
5. 利用料金制の導入。
 - 指定管理者の事業意欲の惹起。

平成 21 年 10 月 7 日

川崎市立多摩病院指定管理検討委員会
委員長 河原 和夫 殿

川崎市立多摩病院指定管理検討委員会
委員 野中 茂

本書は、川崎市立多摩病院指定管理検討委員会（第 1 回から第 3 回）において配賦された資料に対し、情報公開条例により広く市民の閲覧に供される事態を想定し、職業的会計専門家としての小職の目から見て、疑問に思われた点を関係当事者の方々に確認したく作成するものである。情報が十分でない為、事実関係につき正確性を欠く部分が多々あるやもしれませんが、その点ご容赦願います。

I. 第 3 回委員会の配布資料についての質問

平成 20 年度の聖マリアンナ医科大学（以下、“聖マリ”と称す）の決算報告書について聖マリ全体の消費支出超過（要するに一般企業でいうところの赤字）は、▲3,340 百万円と昨年度に比べ 2,605 百万円（3,340 百万円－735 百万円）増加している。設備投資等による基本金組入額合計 1,308 百万円を考慮しても、Net で▲2,032 百万円の赤字に陥っている。

平成 20 年度にみる限り、教員人件費配賦前の消費収支は、多摩病院と西部病院がそれぞれ 109 百万円、923 百万円の黒字なのに対し、東横病院が▲1,848 百万円の赤字となっている。第 2 回委員会時、平成 19 年度における聖マリの赤字（消費支出超過額）▲735 百万円は、多摩病院の指定管理受託事業による赤字▲788 百万円が原因である旨の聖マリからの回答があったが、平成 20 年度でみる限り、聖マリの財務状況は、多摩病院だけではなく、広く法人全体の問題として捉えるべきものであると考えられる。

一方、平成 20 年度の貸借対照表をみると流動比率が、82.8%（12,614 百万円／15,221 百万円）と極めて低くなっている。一年間に支払わなければならない債務（流動負債）が、一年間に換金可能な資産（流動資産）を大幅に上回っており、金融機関の融資継続の状況如何によっては、財政的に極めて深刻な状況にあると思われる。また、第 3 回委員会時に配布された「多摩病院の収益費用明細書」をみると、平成 20 年度の指定管理事業としての多摩病院の支出超過額は、前年度に比べ 15 百万円（803 百万円－788 百万円）増加して▲803 百万円となっている。指定管理者負担金 647 百万円の全額を免除しても支出超過を埋めることができなくなっており、経営危機は極めて深刻な問題となってきている。一刻も早く、法人（聖マリ）全体が一丸となって係る経営危機を打開すべく抜本的な対策を講じる必要があると思われる。

II. 指定管理事業としての多摩病院の今後の事業採算性を合理的に測定する為、以下の点を検討する必要があると思われる。

1. 平成 21 年 1 月 9 日付け病院局作成の「川崎市立多摩病院の平成 19 年収支決算に対する意見書」について

第 1 回委員会時配賦資料中の上記意見書につき、第 3 回委員会において聖マリより反論書の提出ならびに病院局の指摘があったが、下記事項につき、確認されたい。

(1) 役員の給与等について (意見書 1-①)

指定管理事業における事業採算性の測定に当たっては、役員報酬といえども指定管理事業に従事する役員に関する役員報酬については、応分の負担をすべきものとする。しかしながら、その負担は当該役員の指定管理事業における関与割合（事業参画割合）等合理的な割合をもって計算すべきである。この点、聖マリは、私立学校法により「学校法人会計基準」で決算書を作成し監査法人の監査を受けていると主張する。しかしながら小職の知る限りでは、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査の対象になっているのは、資金収支計算書（資金収支内訳表含む）、消費収支計算書及び貸借対照表に限られており、人件費内訳表において学校法人部門に一括計上されている役員報酬支出 63 百万円余りの内、指定管理事業の収支報告において多摩病院として負担する下記の役員報酬が会計監査済みであるとする聖マリの主張は当を得ないものとする。

	給料	手当等	報酬	法定福利費	合計 (単位: 百万円)
平成 19 年度	5.7	1.7	2.5	0.5	10.4
平成 20 年度	10.3	2.6	5.3	0.7	18.9

(この他、役員に対する退職給与・同引当金繰入額については、金額不明)

したがって、今後の問題としては、平成 21 年度以降については、多摩病院事業に配賦する役員報酬は、関与割合（事業参画割合）等合理的な割合をもって計算し、その計算方法（負担割合等）の合理性を立証すべく、客観的な情報開示を行っていくべきであるとする。

(2) 退職金給与について (意見書 1-②)

病院局は、聖マリより多摩病院に出向している教職員の退職金については、その負担を在職期間で按分すべきとしているのに対し、聖マリは「退職給与規定にのっとって計算している」と主張する。指定管理事業の事業採算性を合理的に測定するためには、下記理由により病院局の主張するように退職給付債務の各年度発生額を聖マリ勤務期間と多摩病院への出向期間とに在籍期間をベースに按分した上で、多摩病院の負担とすることが、公平であるとするが、この点につき、聖マリの見解を確認したい。

[理由]

- ① 我が国の退職給与制度の慣行上、退職給付債務の負担割合が年を経るごとに逡増していく。病院経営をフレッシュスタートで行う場合、過去の勤務年数を引き継ぐことは考え難い。身分上は聖マリに在籍し、勤務は川崎市の施設に出向して行うという指定管理事業の特殊性を鑑みるに、それぞれの在籍期間で按分し、出向元（聖マリ）と出向先（多摩病院）でそれぞれ負担して事業採算性を測定するのが公平であると考えらる。
- ② 給与負担金は、通常、自己都合退職を前提とした要支給額を計上しているため、定年退職等自己都合退職以外の場合には、何らかの割増しを加味したいわゆる会社（雇用主）都合要支給額のテーブルを適用して支給額を決定するケースが多いと思われる。（この点、聖マリの退職金制度につきご確認頂きたい。） その場合、聖マリから多摩病院に出向している教職員が定年退職等した場合、在職期間按分を行わないと退職給付債務の負担が、一方的に多摩病院に過度になった形で指定管理事業の事業採算が測定されてしまう。

第3回委員会提出資料において、平成20年度の退職給与の実績が記載されている。それによれば、多摩病院における平成20年度の退職金支給総額131百万円については、95百万円が多摩病院負担、差額が退職給与引当金取崩しと退職財団掛金給付金がそれぞれ9百万円、27百万円となっている。すなわち、退職金の支給額131百万円のうち、平均すると72.5%（95百万円／131百万円）が多摩病院の負担となっている。同じく添付された平成20年度の退職金支給一覧を例にとると、単純計算でいくと、例えば勤続年数29年の退職者に支給した18.5百万円のうちの72.5%である13.4百万円を多摩病院が負担したことになる。平成18年に開業した多摩病院が、勤続3年に満たない退職者に対してこのような退職金負担をすることの合理性が問われるのではないかと思われる。（単純計算であり事実関係については、要再確認。）

2. 教員人件費について

平成19年度における多摩病院の支出超過額（赤字）は▲788百万円となっている。聖マリの消費収支計算書の収支内訳表によれば、教員人件費配賦前は、消費収入超過（黒字）26百万円である為、差額814百万円の教員人件費が多摩病院に配賦された計算になる。

同じく平成20年度における多摩病院の支出超過額（赤字）は▲803百万円、教員人件費配賦前の消費収入超過（黒字）は109百万円である為、差額912百万円の教員人件費が多摩病院に配賦された計算になる。（実際には基本金組入額等の調整計算があるものと思われるが、簡略化のため割愛する。） 既述の通り、教員人件費の多摩病院への配賦計算については、会計監査人の監査対象とはなっていない為、配賦計算の妥当性は、何らの外部機関に

においても検証されていないものと思われる。一例を挙げるならば、週5日勤務のうち3日を多摩病院勤務、残り2日を他の部門で勤務する場合には、当該教員の給与を3:2で按分すべきである。かかる兼務教員に対しては、私立大学等経常経費補助金の減額対象となっていることから、その人件費につき合理的に按分し、負担することが日本私立学校振興・共済事業団の補助金制度上も要請されているところである。

今後の課題としては、多摩病院の専任教員以外の兼務教員人件費については、多摩病院指定管理事業に配賦する方法等につき、当事者間で合理的な方法を確認し、専任教員に対する人件費とともに、その合理性を立証すべく、客観的な情報を開示していく必要があると考える。

III. 川崎市多摩病院収支表（シュミレーション実績対比）について

第3回委員会配賦資料中の上記資料について、見解を述べる。

1. 予算統制の形骸化・無機能化

下記の通り、平成20年度予算実績対比から、来院患者数低下等による材料費の減少を除く他、予算統制が形骸化もしくは、機能していない状態であると思われる。公開企業であれば、予算と実績の詳細な差異分析は、必須のものである。今後の指定管理事業の健全な運営のために、原因分析と今後の対応について毅然とした措置が望まれる。

① 人件費について 634百万円予算オーバー（4,005-3,371）

シュミレーションに比べて医師が10名（91-81）、看護師が6名（316-310）
その他職員9名（136-127）増加

昨今の医師・看護師不足で医師の確保が困難な状況の下、何故シュミレーションと比較して実績値が増加しているのか？ 同じく、その他職員についても何故の増員なのか、合理的な説明がなされて然るべきと考える。

② その他経費（外部委託費他） 571百万円予算オーバー（2,327-1,756）

何故の増加か、次年度以降の見通し等、精査が必要と思われる。

以上

(ホームページより)

①

平成20年度 事業報告書

平成20年4月1日～平成21年3月31日



学校法人聖マリアンナ医科大学

平成21年5月25日

「平成20年度決算報告書」

3. 消費収支計算書

(収入)		(単位:百万円)		
勘定科目	20年度決算額①	19年度決算額②	増減額①-②	
学納金	3,754	3,674	80	
手数料	185	185	0	
寄付金	907	1,591	△ 684	
補助金	3,576	3,630	△ 54	
資産運用収入	587	602	△ 15	
資産売却差額	1	15	△ 14	
事業収入	415	467	△ 52	
医療収入	46,655	45,571	1,084	
雑収入	530	517	13	
帰属収入の合計(A)	56,610	56,252	358	
基本金組入額合計	△ 1,309	△ 1,340	31	
消費収入の総合計(B)	55,301	54,912	389	

東横病院:平成20年6月よりリニューアルオープンに伴い、1,023百万円の増額となりました。

大学病院:手術・分娩件数増加により73百万円増額となりました。

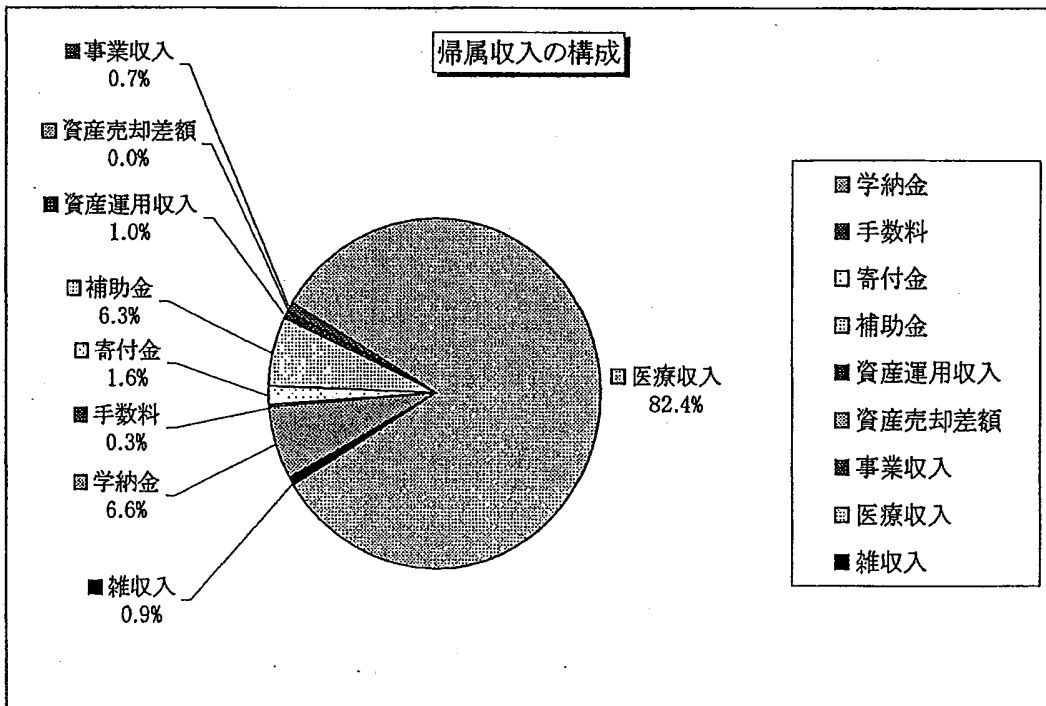
医療収入の増額もあり、昨年度より358百万円増額となりました。

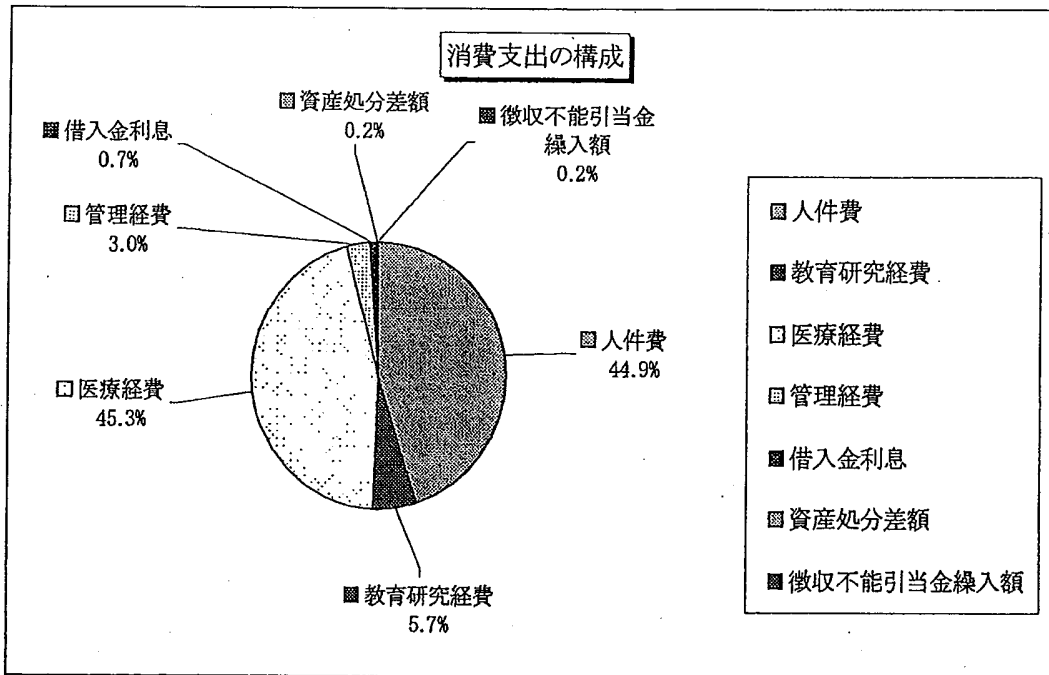
(支出)		(単位:百万円)		
勘定科目	20年度決算額①	19年度決算額②	増減額①-②	
人件費	26,334	24,452	1,882	
教育研究経費	3,314	3,527	△ 213	
医療経費	26,592	24,641	1,951	
管理経費	1,749	1,852	△ 103	
借入金等利息	429	338	91	
資産処分差額	132	608	△ 476	
徴収不能引当金繰入額	91	229	△ 138	
消費支出の合計(C)	58,641	56,647	2,994	
帰属収支差額(A) - (C)	△ 2,031	605	△ 2,636	
基本金組入後の収支差額(B) - (C)	△ 3,340	735	△ 2,605	

人材確保のため1,882百万円増額となりました。

東横病院リニューアルオープンに伴う初期投資により支出増加しました。

以上の結果、帰属収支差額は前年度と比較して2,636百万円の減額となりました。





「平成20年度」

4. 貸借対照表

(単位:百万円)

資 産 の 部				
科 目	当 期 末	前 期 末	増 減	額
固 定 資 産	42,711	40,944		1,767
流 動 資 産	12,614	11,308		1,306
資 産 の 部 合 計	55,325	52,252		3,073

(単位:百万円)

負 債 の 部				
科 目	当 期 末	前 期 末	増 減	額
固 定 負 債	25,749	24,267		1,482
流 動 負 債	15,221	11,599		3,622
負 債 の 部 合 計	40,970	35,866		5,104

差 引 純 資 産 額	14,355	16,386	△	2,031
-------------	--------	--------	---	-------

前年度と比較して東横病院プレストに伴う固定資産の増加で 3,073 百万円の増額となりました。

前年度と比較してプレスト開院に伴い、固定資産の割賦払による未払金が増額となりました。

以上の結果、東横病院・プレストの開院に伴う初期投資が増加したため、帰属収支差額が減少し差引純資産額が減額となった。

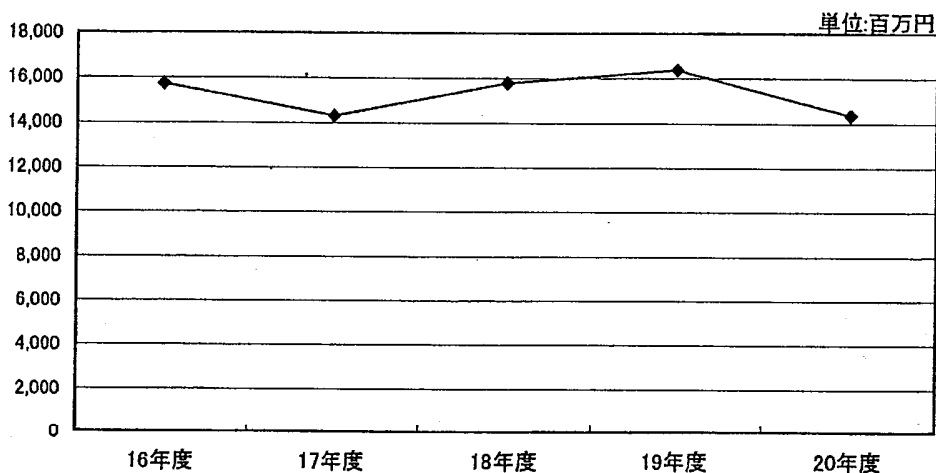
流動比率： (流動資産) ÷ (流動負債) = 82. 8%

5. 学校法人の財政状況表

単位:百万円

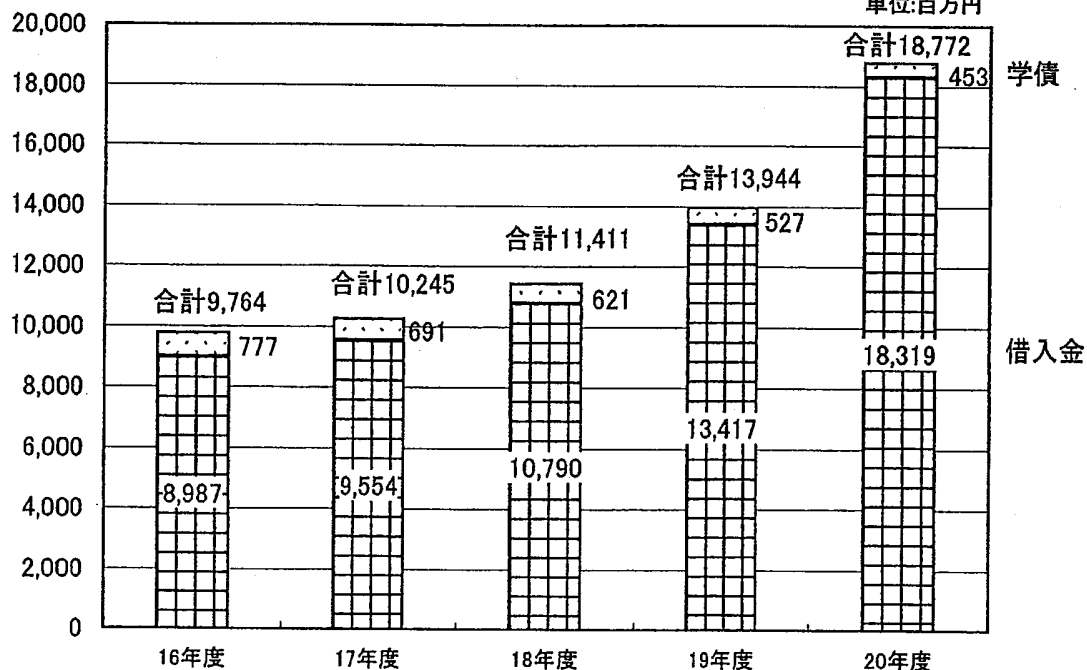
科目	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
固定資産	36,404	35,504	36,207	40,945	42,711
流動資産	10,079	10,045	11,346	11,308	12,614
資産額	46,483	45,549	47,553	52,253	55,325
固定負債	18,062	20,354	18,306	24,268	25,749
流動負債	12,691	10,877	13,466	11,599	15,221
負債額	30,753	31,231	31,772	35,867	40,970
正味資産	15,730	14,318	15,781	16,386	14,355
流動比率	79.4%	92.3%	84.2%	97.4%	82.8%

正味資産



6. 借入金残高推移表

単位:百万円



多摩病院収支・決算書類の検証について

貴職から提出された「平成 19 年度の多摩病院の収支・決算に関する書類」について、費用の部と収益の部に分けて内容を検証した結果、次のような意見を伏すものとする。

・費用の部

1 「決算関係書類」の検証

この書類は、多摩病院職員により、決算報告書の内容を病院事業会計に合わせる形で作成されたものであるが、直接には監査法人の監査を受けているものではない。

そのことを前提に以下のとおり検証を行い、計上されている項目の中から、要除外、要修正事項等を抽出する。

・収益費用明細書（税込）費用の部

① 役員の給与等

学校法人会計上、役員報酬は本部負担で決定しており、貴職の第 37 期決算報告書（以下 報告書）の消費収支内訳表上でも学校法人に一括計上されている。今回、それを按分したものを多摩病院の費用として計上しているが、シュレージョンの「人件費の設定」にも「役員」の項目がなく、役員報酬の計上を認める事前の取り決めもない。よってこの項目は、費用から除外すべきものとする。

役員給与等 8,003,859 円 (A)

内訳

給料 5,750,493

手当等 1,730,549

法定福利費 522,817

② 退職給与金

現状では、各職員が多摩病院でなく聖マリアに勤務した全期間を基に支払額等が計上されているが、多摩病院の職員に関しては、同病院に在籍した期間で按分を行うべきである。

企業会計においても、出向者の退職金については出向先に在籍した期間でカウントするのが基本であるため、以下のとおり修正して差額を除外すべきものとする。

と考える。

・退職給与金	134,539,064 円	a
内訳		
19年度退職金支給額	80,213,550 円	ア (資料1)
退職金引当金	25,833,234 円	イ (資料2)
退職財団掛金	28,492,280 円	ウ (資料2)
・修正退職給与金	22,944,550 円	b
ア	13,890,298 円	(資料1)
イ×26月/156月＝	4,305,539 円	(資料3)
ウ×26月/156月＝	4,748,713 円	(資料3)

差額 a-b＝ 111,594,514 円 (B)

③過年度損益修正損

本年度当初に報告されたとおり、計上されている196,833,080円については、17年度と18年度における収入の誤入力分を19年度の決算書上で清算するものであり、19年度に直接現金の支出があったわけではない。

したがって、19年度単年度の実質的な収支状況を算定するにあたっては、除外すべきものとする。

なお、当該修正損については、本来は17年度と18年度の決算を修正すべきもので、それを行った場合、収支差額が以下のとおりに修正される。

そこで改めて両年度のシュレージョンと決算との乖離状況を見ると、トレンド的には大きな問題はないと考える。

過年度損益修正損 196,833,080 円 (C)

修正前 (千円)

年度	シュレージョン	決算額	乖離
17	△804,481	△ 673,640	+130,841
18	△277,135	△ 283,938	-6,803
19	293,447	△ 788,549	-1,081,996

修正後 (千円)

年度	シュレージョン	決算額	乖離
17	△804,481	△ 671,390	+133,091
18	△277,135	△ 483,021	-205,886
19	293,447	△ 591,716	-885,163

※3 人件費

(単位：円)

・平成20年度 シミュレーション

職種等	人数	給与等総計	給与総計内訳 (退職金除く)	
			給与	退職金引当金 (給与総計の5%)
医師	81人	775,443,000	736,670,850	38,772,150
研修医	10人	40,795,000		
看護師	310人	1,719,797,000	1,633,807,150	85,989,850
他の職員	127人	818,261,000	777,347,950	40,913,050
退職金		17,194,000		
		3,371,490,000	3,147,825,950	165,675,050

・平成20年度 実算

職種等	人数	給与等総計	内訳		
			給与	診療助手等	
医師	91人	871,981,162	842,141,199	29,839,963	
研修医	8人	26,021,837			
看護師	316人	1,961,200,949			
他の職員	136人	1,015,360,044	874,936,345	126,711,162	13,712,537
退職金		131,422,000	退職金支給額 95,228,104	退職金引当金 9,192,896	退職財団掛金 27,001,000
		4,005,985,992			

平成20年度 退職金支給一覧

(単位:円)

入職年月日	退職年月日	勤続年数	本俸	支給額
昭和 550401	平成 210331	29年00ヶ月	421,100	18,570,510
昭和 570401	平成 200930	26年06ヶ月	293,600	11,594,264
昭和 600401	平成 200831	21年07ヶ月	266,400	7,957,368
平成 010401	平成 210331	19年09ヶ月	341,100	8,970,930
平成 050401	平成 210331	16年00ヶ月	311,900	6,362,760
平成 060101	平成 210331	15年03ヶ月	229,700	4,322,954
平成 050401	平成 201204	12年06ヶ月	223,700	3,438,269
平成 060401	平成 200630	12年01ヶ月	286,000	4,201,340
平成 110401	平成 210331	10年00ヶ月	264,300	3,153,099
平成 110401	平成 210331	10年00ヶ月	229,700	2,740,321
平成 120401	平成 210331	9年00ヶ月	249,700	2,407,108
平成 120401	平成 210331	9年00ヶ月	249,700	2,407,108
平成 130401	平成 210331	8年00ヶ月	242,500	2,058,825
平成 130401	平成 200630	7年03ヶ月	235,300	1,682,395
平成 140401	平成 210331	7年00ヶ月	235,300	1,682,395
平成 140401	平成 200630	6年03ヶ月	235,300	1,435,330
平成 150401	平成 210331	6年00ヶ月	227,600	1,024,200
平成 150401	平成 210331	6年00ヶ月	227,600	1,024,200
平成 150401	平成 201130	5年08ヶ月	227,600	682,800
平成 140401	平成 200613	5年06ヶ月	227,600	1,258,628
平成 150401	平成 200630	5年03ヶ月	227,600	682,800
平成 150401	平成 200430	5年01ヶ月	220,700	662,100
平成 160401	平成 210331	5年00ヶ月	220,700	662,100
平成 160401	平成 210331	5年00ヶ月	220,700	662,100
平成 160401	平成 210331	5年00ヶ月	214,100	642,300
平成 160401	平成 201130	4年08ヶ月	249,700	599,280
平成 160401	平成 210224	4年07ヶ月	220,700	529,680
平成 160401	平成 200630	4年03ヶ月	220,700	529,680
平成 160901	平成 201231	4年03ヶ月	220,700	529,680
平成 170401	平成 210331	4年00ヶ月	214,100	513,840
平成 170401	平成 210331	4年00ヶ月	208,200	499,680
平成 150401	平成 200616	3年09ヶ月	301,900	543,420
平成 170401	平成 201231	3年09ヶ月	214,100	385,380
平成 170401	平成 201031	3年07ヶ月	215,400	387,720
平成 170101	平成 200630	3年06ヶ月	235,300	423,540
				95,228,104

平成19年度 収益費用明細書概要
(川崎市立多摩病院)

	税込み	税抜き
収益の部 (A)	7,744,073,097	7,733,545,447
内 消費税相当額 (C)	10,527,650	
費用の部 (B)	8,532,622,987	8,522,095,337
内 負担人件費	806,045,102	
内 役員報酬	8,003,859	
内 消費税相当額 (D)	184,888,775	
<u>収支差額 (A-B)</u>	<u>-788,549,890</u>	<u>-788,549,890</u>

預かり消費税 (C)	10,527,650	
支払い消費税 (D)	184,888,775	
差 額 (E)	-174,361,125	C-D

(検算)

費用の部(税抜き) =	8,532,622,987	①総費用額(税込)・B
	184,888,775	②支払消費税額・D
	174,361,125	③消費税差額・E
	8,522,095,337	計(①-②+③)

平成20年度 収益費用明細書概要
(川崎市立多摩病院)

	税込み	税抜き
収益の部 (A)	8,085,118,523	8,075,276,387
内 消費税相当額 (C)	9,842,136	
費用の部 (B)	8,888,403,747	8,878,561,611
内 負担人件費	898,002,999	
内 役員報酬	13,712,537	
内 消費税相当額 (D)	197,719,063	
<u>収支差額 (A-B)</u>	<u>-803,285,224</u>	<u>-803,285,224</u>

預かり消費税 (C)	9,842,136	
支払い消費税 (D)	197,719,063	
差 額 (E)	-187,876,927	C-D

(検算)

費用の部(税抜き) =	8,888,403,747	①総費用額(税込)・B
	197,719,063	②支払消費税額・D
	187,876,927	③消費税差額・E
	8,878,561,611	計(①-②+③)

川崎市と聖マリアンナ医科大学との意見調整結果

I 意見が整った事項

1 基本協定及び細目協定の見直しサイクル

4年毎の見直しとする

- 診療報酬改定（2年に1回）のサイクルに合わせて実施
- 中期事業計画書の計画年次を5年間から4年間に変更

2 利用料金制の導入

早期の導入に向け準備を進める

- 制度について研究し、早い段階の導入に向けて協議を行う。

3 指定管理者負担金に係る消費税

平成22年度以降、早い段階で外税とする

- 外税が原則である。ただし、外税を前提として収支を検証する。

II 意見が整わなかった事項

1 特定医療機器の更新

MR I、CT等の大型医療機器の更新時の負担

初度調弁については指定管理者の当初負担を考慮し、開設者が購入

みなと赤十字病院では開設時から指定管理者が購入し、開設者が利子補給

川崎市	聖マリアンナ医科大学
<p>指定管理者の負担</p> <p>初度の調達→川崎市（初期の指定管理者の財政負担軽減等のため）</p> <p>更新時の負担→指定管理者</p> <p>上記が指定管理の基本条件</p> <p>更新後の負担継続も、当初負担軽減のための措置</p>	<p>原則として指定管理者の負担に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に高額なものは、更新時、市が一定の負担 ・ 開設時の減価償却負担軽減のため、負担期間を18年間としたため、更新後も負担が継続

2 施設等の維持管理負担額の見直し

CGS 等の設備、遊歩道の警備等の負担区分

環境配慮、効率的なエネルギー確保のための設備

建築制限（高さ制限）を考慮した、緑地整備

指定管理者のオーダーによる各種設備

川崎市	聖マリアンナ医科大学
<p>指定管理者の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮、建築制限等を勘案し建設した公の施設の管理が、指定管理の前提 ・ 必要な維持管理費用については、費用として計上した上で収支の検証を行う。 	<p>原則として指定管理者の負担に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に費用のかかるものは協議の対象としたい ・ 通常の民間病院に整備される施設設備以上のものについて市の負担としたい ・ 平成 20 年度決算ベース 72,177 千円

3 指定管理者負担金

指定管理者負担金の減額

川崎市	聖マリアンナ医科大学
<p>指定管理者負担金を、647 百万円→641 百万円-αに減額</p> <p>(1) 建築費の増嵩分については、医療機器の負担軽減(市 2/3 負担) で対応済</p> <p>(2) 生ゴミ処理機及び燃料電池の分は減額 (▲6 百万円)</p> <p>(3) 市職員の事務経費分は、一定程度考慮する。</p>	<p>一定の減額は必要である。</p> <p>(1) 医療機器の負担は 1 / 3 継続、建設費負担を建設単価 517 千円から 339 千円へ軽減 534 百万円→350 百万円</p> <p>(2) 生ゴミ処理機及び燃料電池の分は減額 (▲6 百万円)</p> <p>(3) 市職員の事務経費分は削除する</p>

※指定管理者負担金関係資料(別紙 1・2)参照

4 私立大学等経常経費補助金減額相当分

指定管理者として運営している病院に勤務する教授等に対する教員人件費補助金は交付されない。

川崎市	聖マリアンナ医科大学
<p>公立病院としての運営を委ねており、大学教育を委ねているわけではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本私立学校振興・共済事業団の判断であり、検討の範疇外 ・ 大学教育に係る経費は、学校法人が負担すべき 	<p>公立病院の医師であっても、大学での講義等があり、補助金減額分は市が負担すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 20 年度決算ベースでの影響額 118,001 千円

5 他大学出身医師 1/3 以上確保

川崎市	聖マリアンナ医科大学
1/3 以上確保を努力義務とする 現在の医療環境における病院勤務医確保の困難性を鑑み、 努力義務に変更し、市の承諾事項から報告事項へ変更	条項を削除すべき 全国的な医師不足の中での医師確保の困難性を考えると削 除が当然

6 市条例による料金設定

川崎市	聖マリアンナ医科大学
<p data-bbox="275 316 857 355">適正な受益者負担は常時検討している</p> <ul data-bbox="275 387 1171 643" style="list-style-type: none"><li data-bbox="275 387 1171 499">・ 多摩病院は公立病院であり、その料金は条例に基づき設定されている<li data-bbox="275 531 1171 643">・ 公立病院を管理するうえで、条例によることが前提である	<p data-bbox="1193 331 1843 371">条例による料金設定が収益を圧迫している</p> <ul data-bbox="1193 403 1933 451" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1193 403 1933 451">・ 平成 20 年度決算ベースでの差額 24,353 千円

7 政策的医療交付金

政策的医療交付金対象事業の拡大及び増額

川崎市	聖マリアンナ医科大学														
<p>多摩病院の運営に関し、医療政策上必要と判断される事業については対象事業の拡大及び増額を検討</p>	<p>政策的医療交付金の対象項目の拡大 (平成 20 年度決算ベース)</p> <table data-bbox="1220 590 1825 1093"> <tr> <td>医療社会事業交付金</td> <td>20,201 千円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導交付金</td> <td>25,282 千円</td> </tr> <tr> <td>アンギオ装置交付金</td> <td>22,185 千円</td> </tr> <tr> <td>MR I 装置交付金</td> <td>22,185 千円</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション交付金</td> <td>72,472 千円</td> </tr> <tr> <td>病理解剖交付金</td> <td>28,021 千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>190,346 千円</td> </tr> </table> <p>公立病院として、市民の期待に応えるためには具体的な医療行為のみならず、有形無形の負担が生ずることを考慮すべき</p>	医療社会事業交付金	20,201 千円	栄養指導交付金	25,282 千円	アンギオ装置交付金	22,185 千円	MR I 装置交付金	22,185 千円	リハビリテーション交付金	72,472 千円	病理解剖交付金	28,021 千円	合 計	190,346 千円
医療社会事業交付金	20,201 千円														
栄養指導交付金	25,282 千円														
アンギオ装置交付金	22,185 千円														
MR I 装置交付金	22,185 千円														
リハビリテーション交付金	72,472 千円														
病理解剖交付金	28,021 千円														
合 計	190,346 千円														

指定管理者負担金の比較

(単位:千円)

	負担軽減なし	現行方式	みなと赤十字病院に適用した建築単価で按分		
			建築単価 517千円→339千円	指定管理者の負担	
		指定管理者の負担	指定管理者の負担	建設単価 339千円で指定管理者が直接建設した場合	
		施設・設備分 全額 施設増嵩分調整のため 医療器械等分 1 /3 に減額	施設・設備分 339千円/m ² 医療器械等分 全額日赤負担(購入)	医療機器については多摩病院の医療機器分全額とした	
建築単価	517	517	339	339	
減価償却費相当額	833,244	626,734	628,914	元金 ※4	12,782,156
施設・設備	533,759	533,759	※1 349,989	利子 ※5	4,882,784
医療器械等	278,925	92,975	※2 278,925	計 ①	17,664,940
事務経費	20,000	20,000	20,000	①÷30年 ②	588,831
保険料	560	560	560	医療機器 ③	278,925
計	833,244	647,294	649,474	②+③	867,756
消費税			※3 32,474		
合計	833,244	647,294	681,948		867,756

※1 $533,759 \text{千円} \times 339 \text{千円} / 517 \text{千円} = 349,989 \text{千円}$

※2 $92,975 \text{千円} \times 3$ (全額負担)

※3 みなと赤十字病院は、減価償却費相当額に別途消費税を加算

※4 減価償却対象額 $19,493,730 \text{千円} \times 339 \text{千円} / 517 \text{千円} = 12,782,156 \text{千円}$

※5 多摩病院建設当時の政府資金で積算 金利 2%~2.2%、元金5年据置き・30年償還(半年賦)

みなと赤十字病院は、医業収益が125億円を超える場合は、125億円を超える額の1/10を指定管理者負担金に加算

多摩病院 指定管理者負担の考え方

	委託条件書案	平成17年2月17日案	最終提案(平17.6.3案)
減 価 償 却 分			
建 物 本 体	全額指定管理者負担 (委託条件原則)	建物・設備については 全額指定管理者負担	建物・設備については 全額指定管理者負担
設 備			
医 療 機 器		災害拠点病院設備等の 附加施設分を考慮し、 機器については1/2負担	標準的施設と 比較しての 増嵩額を控除 (㎡単価差額)
企 業 債 利 息	一般会計繰出残額相当分 1 / 3 指定管理者負担	一般会計繰出残額相当分 1 / 3 指定管理者負担	起債利息は 全額市負担 0
川 崎 市 職 員 給 与 費 相 当 分 負 担 金	相当分全額指定管理者負担 (額は未定)	相当分全額指定管理者負担 (3,000万円)	相当分全額指定管理者負担 (2,000万円)

H17.7.4

川渕資料

川崎市立多摩病院を視察（平成 21 年 8 月 19 日）しての感想

東京医科歯科大学大学院 川渕孝一

0. 本院は川崎市北部地区の基幹病院であり、指定管理者制度の継続は地域医療の確保の観点からも必要不可欠という印象を受けた。
1. 本院の平均在院日数 11.5 日、紹介率 65%、逆紹介率 35%、救急患者数 1,700 件/年、PCI 年間 700 件と稼働状況は申し分ない。但し、手術症例は、2,800 件（全麻 800 件）と望むらくはもう少し増やすことができるのではないかと（資料 1 参照）。一般外来、救急外来から何%が入院につながっているか診療科別にもう少し「見える化」する必要があるのではないかと。
 2. 開門を 8 時としているため、患者が門の前で待っているのは患者サービスの点で必ずしも好ましくない。開門時間をもう少し早くすれば、各部門の立ち上げも早くなるのではないかと。

実際、8 時 15 分に各部署を廻った時には、まだ器械が稼働していない感を受けた。但し、病棟は例外で 8 時 25 分にはきちんと申し送りがなされ、全員で月間目標をとこなえている姿は感銘を受けた。

また、ICU を含めて、原則 2 交替勤務になっており、相当、看護業務の効率化が進んでいると考える（外来は除く）。
3. 自由診療（例えば分娩料や乳房外来）の値決めについては、もう少し指定管理者に自由度を与えてもよいのではないかと。
4. 全体的には、建築コストが高い割には、コンパクトな建物という印象を受ける。これはおそらく公共施設の“宿命”（資料 2 と資料 3 参照）に加えて、小児救急への過剰投資と植栽、さらには、コージェネ等にお金をかけすぎたからではないかと。

資料1

		聖マリアンナ医科 大学病院	聖マリアンナ医科大学 横浜西部病院	川崎市立 川崎病院	川崎市立 多摩病院
		対象病院(H15)	対象病院(H18)	準備病院(H19)	準備病院(H19)
H17年	総件数 (H17.7~10)	6,172	2,684		
	患者構成の指標(MDC全体)	1.04	0.95		
	全診断群分類(2347分類)のうち出現した分類数の割合	—	—		
H18年	総件数 (H18.7~10)	6,075	3,045		
	患者構成の指標(MDC全体)	1.03	1.01		
	全診断群分類(2347分類)のうち出現した分類数の割合	41.80%	27.95%		
H19年	総件数 (H19.7~12)	9,736	4,582	5,583	3,659
	患者構成の指標(MDC全体)	1.07	1.01	1.02	0.88
	全診断群分類(2347分類)のうち出現した分類数の割合	48.40%	30.38%	35.75%	24.71%
H20年	総件数 (H20.7~12)	9,762	4,647	6,468	3,823
	患者構成の指標(MDC全体)	1.07	0.96	0.95	0.88
	全診断群分類(2451分類)のうち出現した分類数の割合	47.00%	29.99%	36.31%	24.32%
	医業収支比率(平成19年度)	95.5%	101.2%	85.2%	89.5%
	(患者構成の指標)調整後の医業収支率	102.2%	102.2%	86.9%	78.8%
	医業収支比率(平成20年度)	97.1%	99.4%	86.0%	87.3%
	(患者構成の指標)調整後の医業収支率	103.9%	95.4%	81.7%	76.8%

出所

H17年 DPC評価分科会(平成18年度第1回) H18.4.27

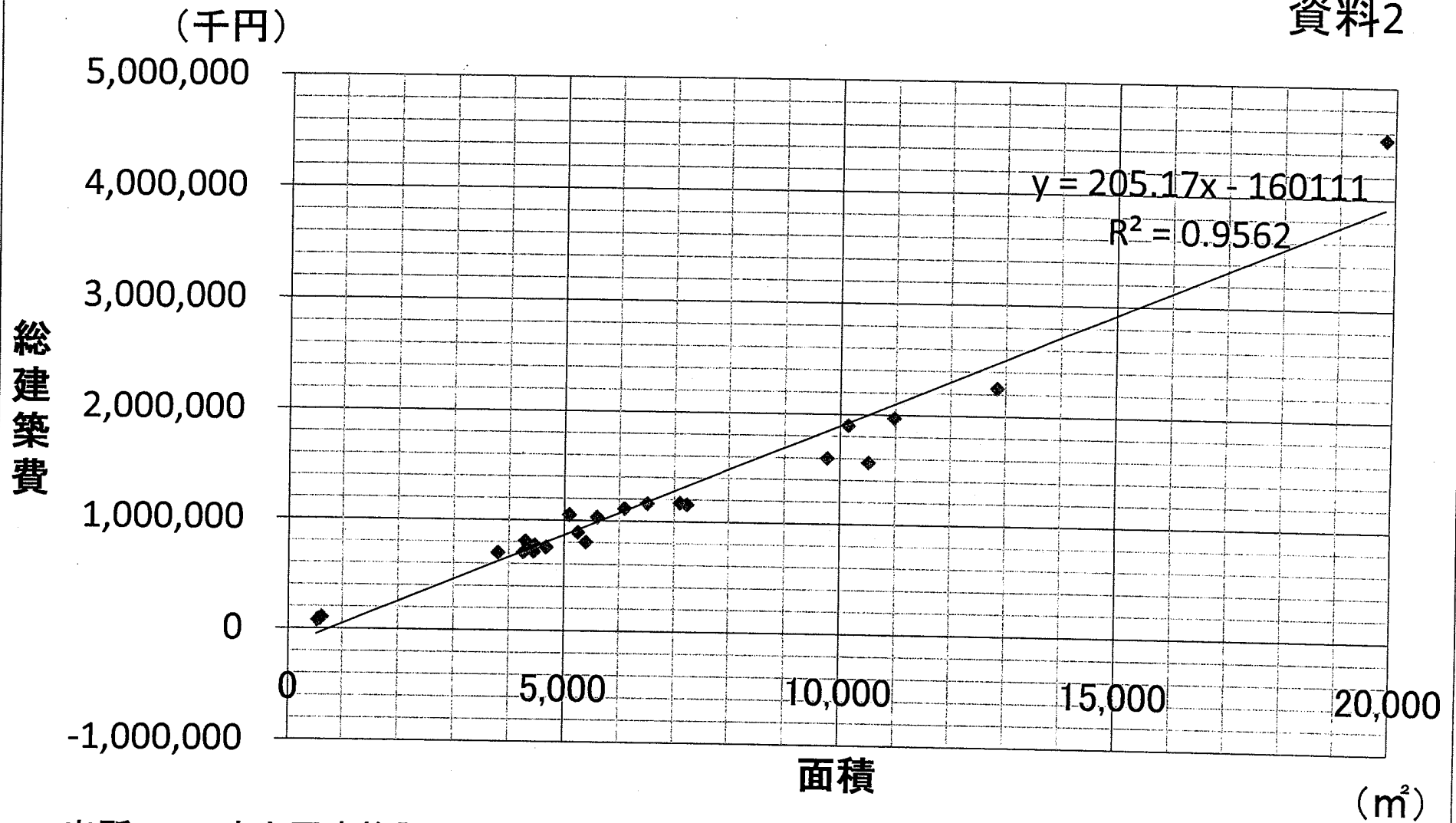
H18年 DPC評価分科会(平成19年度第1回) H19.6.22

H19年 DPC評価分科会(平成20年度第1回) H20.5.9

(H20年) DPC評価分科会(平成21年度第3回) H21.5.14

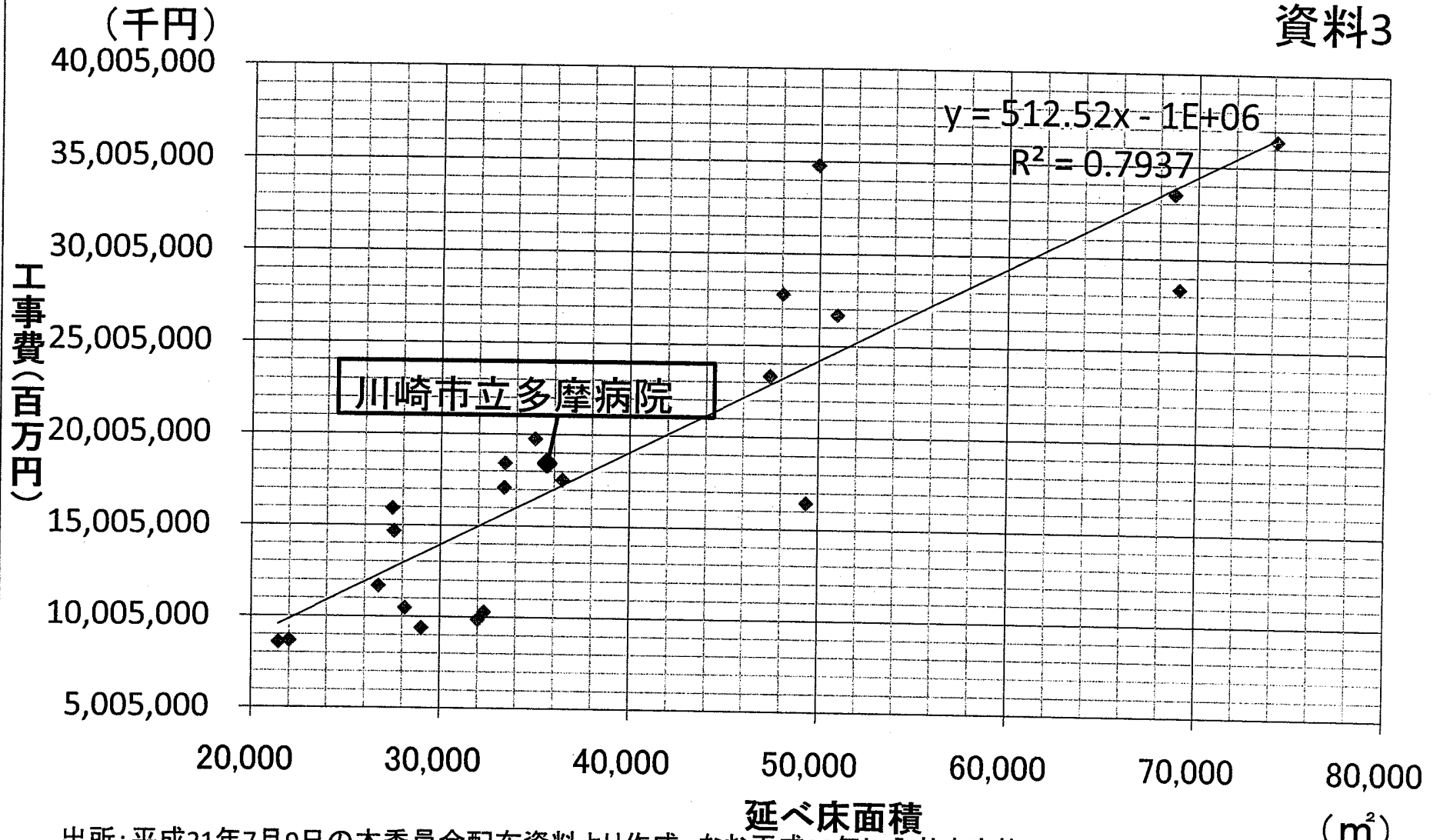
および平成21年8月31日日本検討委員会配布資料より作成

資料2



出所：NPO法人医療施設近代化センターより作成

資料3



出所:平成21年7月9日の本委員会配布資料より作成。なお平成20年に入札を実施、又は予定している例を見ると、名古屋市西部中央病院258千円/m²、北秋田市民病院281千円/m²と30万円を下回っている。